

銚田市ラーケーション実施要項

銚田市教育委員会

1 「ラーケーション」とは

児童生徒が保護者ととともに家庭や地域における体験活動等を企画し、平日に授業の代わりに保護者等と体験活動をしたり、話し合ったりできる機会を確保する目的で設定する日である。

2 内容

年5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

3 対象

銚田市立小中学校

4 実施時期

令和6年10月より実施

5 申請方法

- ・保護者が原則1週間前までに「銚田市ラーケーション申請カード」に必要事項を記入の上、学校に申請し、校長の承認を得ることで取得できる。
- ・保護者等又は児童生徒からの学校への計画書及び報告書等の提出は、原則不要とする。

6 その他

○ 取得前

- ・教育委員会は学校長宛文書、「銚田市ラーケーションリーフレット」及び「銚田市ラーケーション申請カード」を活用し、制度について学校に周知する。
- ・学校は保護者宛文書、「銚田市ラーケーションリーフレット」及び「銚田市ラーケーション申請カード」を活用し、制度について児童生徒及び保護者に周知する。
- ・学校は児童生徒及び保護者が学校行事などを把握できるように年間行事予定を配付し、「ラーケーション」を設定する日を設定しやすいように配慮する。

○ 取得

- ・出席簿は、「出席停止・忌引等」とする。

○ 取得後

- ・学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・指導要録及び調査書における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。